

緊急事態宣言解除後の市立幼稚園・小学校・中学校の教育活動について

日野市教育委員会

1 学校運営の基本方針

- 日野市立幼稚園・小中学校は、文部科学省および東京都教育委員会が示した感染予防・感染拡大防止対策を実施し、「子供たちの学びと育ち」を支える教育活動を継続します。
- 日野市立幼稚園・小中学校は、感染リスクをできるだけ低減し、子供たちの「かけがえない学び」と「人と人とのつながりを大切に活動」を進めていきます。
- 教育活動を進めるにあたっては、保護者に丁寧に説明を行い、理解を得た上で実施します。
- 春季休業日を迎えるにあたって、一人一人が自らの成長を振り返るとともに、将来への希望をもつことができるようにします。

2 幼児・児童・生徒等に対する指導

(1) 基本的な感染症予防策の徹底

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）
- 毎朝検温、健康観察（体調不良等の症状が見られる場合は無理せず休養）
- 登園・登校前の健康チェック
- 教室等における密集の回避（児童・生徒等同士の間隔を1m以上確保）
- 30分に1回以上換気
- 教室等の消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置（校内環境の管理）

(2) 学習活動について

- 文部科学省のマニュアルに示された感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い学習活動については、当面の期間指導を控える。

- ・「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動（マット運動、球技におけるゲーム、武道における攻防など）」

※文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～(2020.12.3Ver.5)」より抜粋

(3) 部活動について

- 「日野市における部活動に関する方針」に基づき、感染予防・感染拡大防止対策を徹底した上で、活動を工夫して行う。

休養日及び活動時間帯の設定

【休養日】

- 1 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。)
- 2 長期休業中の休養日の設定についても「1」に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養が取れることができるとともに、部活動以外にも多様な活動ができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

【活動時間】

- 3 1日の活動時間は、原則として、学期中の平日では2時間以内、週休日(祝日等を含む)及び長期休業中は3時間以内とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(日野市における部活動に関する方針)

- 他市の中学校との対外試合・合同練習等は行わない。

- 日野市立小中学校間で練習試合や合同練習を行う場合、各学校長の責任の下、生徒の健康課札を徹底する。

- 「3年生を送る会」は、感染予防・感染拡大防止対策を徹底し実施する。

(4) 学校行事について

- ①卒業式・入学式は令和3年2月18日付日教学第2057号「令和2年度卒業式及び令和3年度入学式の実施について」を参照の上、感染予防・感染拡大防止対策を徹底して実施する。
- ②児童・生徒が学年を越えて一堂に集まって行う行事を控える。
- ③校外活動等のうち、日常の教育活動と比較して、感染のリスクが高いと考えられるものを検討する。
- ④学校運営に欠かすことのできない行事については、人と人との間隔を確保するとともに、児童生徒と保護者の在校時間をずらすなど、感染症対策を工夫した上で実施する。
- ⑤幼児・児童・生徒の指導に必要な保護者との面談等については、感染予防・感染拡大防止対策を徹底して実施する。

(5) 昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

- ①喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。
- ②幼児・児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話を控える。
- ③休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話を控える。

(6) 放課後の教育活動について

- ①放課後、速やかに帰宅することを基本とする。

- ②卒業や進級等に関わる活動は、児童生徒にとってかけがえのない学びの機会であることから、感染予防・感染拡大防止対策を徹底して実施する。

3 家庭における感染症対策の依頼（家庭に持ち込まない行動をお願いします）

(1) 家庭における感染症予防策の徹底

東京都が呼びかけている感染予防・感染拡大防止対策に合わせて、下記の内容について保護者の皆様に協力をお願いします。

- ① 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）
- ② 毎朝検温、健康観察（家族に何らかの症状が見られる場合は幼児・児童・生徒等を無理せず休養 ※この場合、各学校においては、児童・生徒等の学習の保障を図ること。）
- ③ 十分な換気
- ④ 手が触れる場所などの消毒
- ⑤ タオルなどを共用しない。
- ⑥ 買い物などで外出する場合でも、人数や時間は最小限とする。
- ⑦ 同居している家族についても会食などへの参加を控え、外出先からの帰宅時には、手洗いや消毒などを徹底する。

4 教職員等の健康管理の徹底

(1) 基本的な感染症予防策の徹底

- ① 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（会話や会議の際にも必ずマスク着用）
- ② 毎朝検温、健康観察（健康状態に不安がある場合は自宅で休養）
- ③ 出勤時の健康チェック（健康チェック票に検温結果等を記録）
- ④ 委託事業者に対しても健康管理を徹底すること

(2) 昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

- ① 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。
- ② 大人数での喫食は避けるとともに、対面して喫食する形態を避け、会話はしない。
- ③ 大人数、大声、至近距離での会話を控える。

(3) 家庭における感染症予防策の徹底

- ① 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）
- ② 毎朝検温、健康観察（同居者等の家族にも協力を再度要請）
- ③ 十分な換気
- ④ 手が触れる場所などの消毒
- ⑤ タオルなどを共用しない。
- ⑥ 体調が悪い方や重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方は、会食を極力控える。
- ⑦ 同居している家族についても会食などへの参加を控え、外出先からの帰宅時には、手洗いや消毒などを徹底する。

(4) 勤務時間外における感染症予防策の徹底

- 不要不急の外出を控える。

5 感染状況に応じた学習活動について

感染状況に応じて、学校における対面での指導やオンラインを活用した学習活動の実施等、柔軟に検討する。